

第10回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時	平成31年1月31日 13:30~15:00		
2. 場 所	釧路市役所本庁舎 第3委員会室		
3. 出席委員	1番 志賀 忠浩委員    2番 山崎 隆史委員    4番 成田 俊英委員 6番 金子 靖委員    7番 村上 正人委員    8番 佐藤 裕司委員 9番 稲場 洋二委員    10番 細川 裕委員    11番 野村 照明委員 13番 松下 裕幸委員    15番 熊坂 隆雄委員    16番 田井 克廣委員 17番 野澤 獻委員    20番 清水 幸治委員    21番 浅野 徳昭委員 (以上 15名)		
4. 欠席委員	3番 福西 範委員	5番 大坂 博文委員	12番 大畠 礼子委員
	14番 菊池 利治委員	18番 廣瀬女公美委員	19番 佐藤 泰正委員
5. 参与者	農業委員会事務局 事務局長 大西 俊二    主査 秋元 公宏    主査 高山 直樹 農地業務担当員 吉田 理人    農地業務担当員 藤本 恵美 (以上 5名)		
	会議録署名委員の指名    20番 清水 幸治委員 21番 浅野 徳昭委員		
6. 議事日程	会期決定について    平成31年 1月31日 (1日)		
	報告第23号 現況証明願について (市街化区域) 報告第24号 農業経営証明願について 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第49号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第51号 河川法第24条許可申請に係る進達について 議案第52号 河川法第33条許可申請に係る進達について 議案第53号 河川法第34条許可申請に係る進達について 議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について 議案第56号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について		

議長 野村会長	<p>それでは、時間になりましたので、始めさせて頂きます。  お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。  只今より第10回釧路市農業委員会総会を開催致します。  本日の出席者は15名です。</p> <p>議事録署名人に20番、清水幸治委員、21番、淺野徳昭委員を指名しますので、  よろしくお願ひ致します。</p> <p>なお、会期は本日1月31日の1日と致します。  それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。</p>
事務局 大西事務局長	<p>会務概要報告を行います。  議案書2ページをご覧下さい。</p>
	(以下 会務概要報告)
議長 野村会長	ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありませんか。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が3件ございます。
事務局 大西事務局長	<p>報告第23号「現況証明願」について事務局より報告して下さい。</p> <p>それでは、議案書の3ページにございます、報告第23号「現況証明願」についてご報告致します。</p> <p>土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畠や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。</p> <p>今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。</p> <p>議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏の代理人である、土地家屋調査士の[REDACTED]氏より現況証明願があり、12月20日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、12月21日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>次に、表の2番は、資料が5ページと8ページと9ページにございます。</p> <p>公簿地目が畠である、[REDACTED]、の一筆、[REDACTED]m<sup>2</sup>の土地について、所有者である[REDACTED]氏、他2名のうち、[REDACTED]氏より現況証明願があり、12月26日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は雑種地でしたので、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。</p> <p>以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。</p>
議長 野村会長	ただいま報告がありました「現況証明願」について質問等を求めます。

委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、次に、報告第24号「農業経営証明願」について事務局より報告して下さい。
事務局 大西事務局長	それでは議案書10ページにございます、報告第24号「農業経営証明願」についてご報告致します。 今回は、釧路地区で1件の申請がございました。 議案書11ページの表の1番ですが、[REDACTED]の[REDACTED]氏から、外国人技能実習生制度の活用のため、1月16日に申請があり、農地基本台帳により農業経営を行っていることを確認し、同日、会長専決により証明書の発行を行いました。 以上、1件の「農業経営証明願」についてご報告致します。
議長 野村会長	ただいま報告がありました「農業経営証明願」について質問等を求める
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、次に、報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。
事務局 大西事務局長	それでは、議案書の12ページにございます、報告第25号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告致します。 相続などで農用地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。 今回は、釧路地区で1件の届出がありました。 議案書13ページの表の1番ですが、相続人[REDACTED]氏より、被相続人[REDACTED]氏が所有していた、[REDACTED]、他2筆、合計[REDACTED]m <sup>2</sup> の農用地を相続し所有権を取得したとして、1月9日、その旨の届出があり、同日、会長専決により受理書を発行致しました。 以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」についてご報告致します。
議長 野村会長	ただいま事務局から説明がありました「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求める
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。 議案第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局

事務局  
大西事務局長

より説明して下さい。

それでは、議案書14ページにございます、議案第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の賃貸借を合意解約した場合、賃貸人、賃借人の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになります。

今回は、釧路地区で2件の通知がございました。

議案書15ページの表の1番ですが、資料は16ページと17ページにございます。

██████氏、他2名が所有する、██████、の一筆、████m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります██████氏との間で、平成31年1月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

次に、表の2番ですが、資料は18ページと19ページにございます。

██████氏が所有する、██████、の一筆、████m<sup>2</sup>の農用地について、借主であります██████との間で、平成31年1月10日に合意解約を行い、同日通知がございました。

いずれの件も合意による解約が当該農用地を引き渡すこととなる期限の前六月以内に成立したもので、その旨が書面において明らかであり、農地法第18条第1項ただし書の規定により北海道知事の許可を要しないものと確認しております。

以上、2件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長  
野村会長

ただいま説明がありました、「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議に入りますが、1番につきましては、清水幸治委員本人に関する案件であり議事参与の制限にあたります。

従いまして、まず1番を審議した後に、2番を審議いたしますので、清水委員は退室をお願い致します。

(清水委員退室)

議長  
野村会長  
委員  
委員一同

それでは、1番を審議致します。

質問、意見を求めます。

なし

議長  
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長  
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書

の審査」の1番については、原案のとおり決定致します。  
清水委員は入室して下さい。

(清水委員入室)

議長

野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。  
次に、2番を審議いたします。  
質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。  
議案第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番について  
原案に賛成の委員は举手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第49号「農地法第18条第6項の規定による通知書  
の審査」の2番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」について審  
議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書20ページにございます、議案第50号「農地法第3条の規定による  
許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は  
農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で1件の許可申請がありました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書21ページの表の1番ですが、資料が22ページと23ページにございます。

████████氏が所有する、████████、の一筆、██████m<sup>2</sup>の農用地について、  
████████に、年間██████円で賃貸借を行うものでございます。

以上、1件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よ  
ろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、  
調査委員長の野澤勲委員から報告をお願いします。

委員

野澤委員

議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番についての報告をいた  
します。

申請の内容は、████████氏が所有する████████の面積██████m<sup>2</sup>の土地のうち、  
██████m<sup>2</sup>について、████████氏に賃貸借を行うものです。

	この件について、平成31年1月11日、釧路地区農業委員4名 及び 事務局職員2名で現地確認を行った結果、当該農用地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件を全て満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。
議長 野村会長	以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。
委員 委員一同	野澤委員、ありがとうございました。 それでは、「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。 質問、意見を求めます。
議長 野村会長	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
議長 野村会長	(全員挙手)
事務局 大西事務局長	全会一致で賛成と認め、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番については、原案のとおり決定致します。 それでは、次に、議案第51号「河川法第24条許可申請に係る進達」について事務局より説明してください。
事務局 大西事務局長	それでは、議案書24ページにございます、議案第51号「河川法第24条許可申請に係る進達」についてご説明致します。 河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります。農用地として利用することに関する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。 今回は阿寒地区で1件の許可申請がございました。
議長 野村会長	議案書25ページの表の1番は、資料は26ページから28ページにございます。 北海道が管理し、[REDACTED]氏が畠として占用する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、[REDACTED]m <sup>2</sup> を、[REDACTED]、[REDACTED]m <sup>2</sup> に変更するものです。
委員 委員一同	以上の1件の「河川法第24条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。
議長	ただいま説明がありました「河川法第24条許可申請に係る進達」について審議致します。
議長	質問、意見を求めます。
議長	なし

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第51号「河川法第24条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第51号「河川法第24条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第52号「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明してください。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書29ページにございます、議案第52号「河川法第33条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります。その許可を地位承継する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で2件の許可申請がございました。

議案書30ページの表の1番ですが、資料が31ページから33ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、[REDACTED] m<sup>2</sup>について、[REDACTED] 氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED] 氏に地位承継するものです。

次に、表の2番ですが、資料が31ページと34ページと35ページにございます。北海道が管理する[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] m<sup>2</sup>及び[REDACTED]、[REDACTED] m<sup>2</sup>、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>について、[REDACTED] 氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED] 氏に地位承継するものです。

次に、表の3番ですが、資料が31ページと36ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]、[REDACTED] m<sup>2</sup>について、[REDACTED] 氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、野村旭氏に地位承継するものです。

以上、3件の「河川法第33条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明のありました「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第52号「河川法第33条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員

は举手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第52号「河川法第33条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書37ページにございます議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

河川区域内の土地を占用するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となります。その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、阿寒地区で1件の許可申請がございました。

議案書38ページの表の1番ですが、資料は39ページから41ページにございます。

北海道が管理する阿寒川の河川敷地、[REDACTED]の[REDACTED]m<sup>2</sup>及び[REDACTED]について、[REDACTED]氏が採草放牧地として占用許可を受けていた権利を、[REDACTED]氏に譲渡するものです。

以上1件の「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま説明がありました「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」について原案に賛成の委員は举手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第53号「河川法第34条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局  
大西事務局長

それでは、議案書42ページにございます、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」についてご説明致します。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を定めた市町村が農用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定を経るものとされております。

今回は、釧路地区で8件の計画がございます。

お手元に配付しております、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書も併せてご確認下さい。

議案書43ページの表の1番ですが、資料は45ページと46ページにございます。

■氏が所有する、■、の一筆、■m<sup>2</sup>の農用地について、■氏との間で、年間■円、期間は■年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の2番ですが、資料は45ページと47ページから50ページにございます。

■氏が所有する、■、他5筆、合計■m<sup>2</sup>の農用地について、■氏との間で、年間■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の3番ですが、資料は51ページから53ページにございます。

■氏が所有する、■、他1筆、合計■m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■と■氏との間で、年間■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の4番ですが、資料は51ページと54ページにございます。

■氏が所有する、■、他1筆、合計■m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■と■氏との間で、年間■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、議案書44ページの表の5番ですが、資料は51ページと55ページにございます。

■氏が所有する、■、の一筆、■m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■と■氏との間で、年間■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の6番ですが、資料は51ページと56ページにございます。

■氏が所有する、■、の一筆、■m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■と■氏との間で、年間■円、期間は10年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の7番ですが、資料は51ページと57ページにございます。

■氏が所有する、■、他1筆、合計■m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■と■氏との間で、年間■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

次に、表の8番ですが、資料は51ページと58ページにございます。

■氏が所有する、■、他1筆、合計■m<sup>2</sup>の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の■と■氏との間で、年間■円、期間は5年間で賃貸借を行うものです。

以上、8件の「農用地利用集積計画の決定」についてご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長  
野村会長

ただいま説明のありました「農用地利用集積計画の決定」について審議に入ります

	が、3番から8番までにつきましては、農地利用集積円滑化団体である阿寒農業協同組合の関係でありますので、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、淺野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。
委員 委員一同	従いまして、まず1番と2番を審議した後に、3番から8番までを審議することとします。
議長 野村会長	それでは、1番と2番について、質問、意見を求めます。 なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致と認め、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番及び2番については原案のとおり決定致します。
	次に、3番から8番までを審議いたしますが、大畠委員、佐藤泰正委員が欠席されておりますので、淺野委員は退室をお願い致します。
	(淺野委員退室)
議長 野村会長	それでは、3番から8番までを一括して審議いたします。 質問、意見を求めます。
委員 委員一同	なし
議長 野村会長	質問がないようですので、採決致します。 議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番から8番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議長 野村会長	全会一致で賛成と認め、議案第54号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の3番から8番については、原案のとおり決定致します。
	淺野委員は入室して下さい。
	(淺野委員入室)
議長 野村会長	議案第54号は、原案のとおり決定致しました。 それでは、次に、議案第55号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

用地利用集積計画の変更」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

大西事務局長

それでは、議案書 59 ページにございます、議案第 55 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の変更」についてご説明致します。

農用地利用集積計画の共通事項において利用権に関する事項は変更しないこととなっておりますが、「貸主並びに借主及び市」が協議して真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではないとされています。

今回は、釧路地区で 1 件の変更がございます。

議案書 60 ページの表の 1 番ですが、資料は 61 ページと 62 ページにございます。

平成 29 年 5 月 29 日釧路市告示第 195 号において、[REDACTED] 氏が所有する、[REDACTED] 、他 8 筆、合計 [REDACTED] m<sup>2</sup> の農用地について、同氏の代理人であります、農地利用集積円滑化団体の [REDACTED] と [REDACTED] との間で年間 [REDACTED] 円、期間は 5 年間で賃貸借による利用権の設定を行いましたが、登記内容の変更により、登記地目が原野である [REDACTED] の地番について、[REDACTED] に変更するものでございます。

以上、1 件の農用地利用集積計画の変更について、ご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

それでは、ただいま事務局から説明のありました農用地の利用集積計画の変更について審議に入りますが、本件につきましては、農地利用集積円滑化団体である阿寒農業協同組合の関係であり、大畠礼子委員、佐藤泰正委員、淺野徳昭委員が議事参与の制限にあたります。大畠委員、佐藤泰正委員が欠席されておりますので、淺野委員は退室をお願い致します。

(淺野委員退室)

議長

野村会長

それでは、質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第 55 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の変更」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長

野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第 55 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の変更」については原案のとおり決定致します。

淺野委員は入室して下さい。

(淺野委員入室)

議長  
野村会長

事務局  
大西事務局長

議長  
野村会長

委員  
委員一同

議長  
野村会長

議長  
野村会長

議案第55号は、原案のとおり決定致しました。

次に、議案第56号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について事務局より説明して下さい。

議案書63ページにございます、議案第56号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書64ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、  
で、平成30年9月決算の報告となります。

本件は、農地所有適格法人報告書において、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地所有適格法人の報告」についてご審議のほど、よろしくお願い致します。

ただいま説明のありました「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議に入りますが、本件につきましては、大坂博文委員が役員を務める法人の案件であり、議事参与の制限にあたりますが、本日欠席されておりますので、そのまま議事を進めさせていただきます。

それでは、質問、意見を求めます。

なし

質問がないようですので、採決致します。

議案第56号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

全会一致で賛成と認め、議案第56号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成31年 1月31日

議長 黒木一郎

署名委員 清水章治

署名委員 三城野徳郎

